

社会福祉法人 友遊会

役員等報酬規程

【目的】

第 1 条 この規程は、社会福祉法人友遊会定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

【役員等報酬】

第 2 条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

【費用弁償】

第 3 条 役員等が法人業務を行う場合は、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 出張を伴う場合は、旅費規程に基づき支払うことができる。

理事会・評議員会・監査等交通費及び日当（単位：円）

区分	交通費	日当
理事	3,000	4,000
監事	3,000	4,000
評議員	3,000	4,000

【改廃】

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。